
「こども110番の家」運動 マニュアル

－ 地域の子どもは地域で守る －



令和7年7月改訂

島本町青少年指導員協議会
島本町PTA連絡協議会
島本町教育委員会

はじめに

本町では、地域の子どもたちの安全を守るため、「こども110番の家」運動を行っています。この運動は、平成9年5月に起きた神戸連続児童殺傷事件をきっかけに、同年10月から始まりました。それ以来、地域全体で子どもたちを見守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、活動を継続しています。

また、平成25年12月からは、地域の防犯力を高めるために、すべての町立小学校に「地域安全ステーション」を設置しました。さらに、青少年指導員協議会、PTA連絡協議会、教育委員会が協力しながら、「こども110番の家」運動に登録されている皆様と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を見守る体制づくりを進めてきました。

こうした取組の結果、本町ではこれまで大きな事件に子どもが巻き込まれることはありませんでした。これは、「地域の子どもは地域で守る」という理念のもと、地域の皆様や関係機関が力を合わせて見守り活動を積み重ねてきた成果といえるでしょう。

しかし、全国的には今もなお、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれる事件が起きています。今後も安心して暮らせる地域を維持するためには、継続的な取組と、見えにくい危険に備えた防犯対策の強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、保護者や教職員、地域の皆様とともに、この運動の大切さを改めて共有し、より安全なまちづくりを推進するために、「こども110番の家」運動マニュアルを配布いたします。本マニュアルをご活用いただき、子どもたちの安全を守るための活動に役立てていただければ幸いです。



令和7年7月

島本町青少年指導員協議会

島本町PTA連絡協議会

島本町教育委員会

目 次

1	「こども110番の家」運動とは	1
(1)	背景と目的	1
(2)	活動内容	1
(3)	登録方法	1
(4)	旗・ステッカーなどの設置および交換	1
(5)	見舞金補償制度	2
2	子どもたちが助けを求めてきたときの対応	2
(1)	対応の仕方と警察等への通報	2
(2)	子どもへの対応	3
(3)	警察への通報例	3
(4)	緊急時の連絡先電話番号	4
3	「こども110番の家」運動の推進体制	5
4	登録者へのお願い	6
5	お問い合わせ先	6
6	「こども110番の家」登録申込書（見本）	7



1 「こども110番の家」運動とは

(1) 背景と目的

「こども110番の家」運動は、平成9年に神戸児童連続殺傷事件が発生したことにより、青少年育成大阪府民会議により推進されてきました。子どもたちが不審者に追いかけられる等トラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めて駆け込むことができるように、地域の協力家庭（店・事業所を含む）が目印となる旗やステッカーなどを掲げることで、子どもたちを犯罪から守ることを目的としています。

(2) 活動内容

本運動では、地域の家庭や店舗が「こども110番の家」として登録し、助けを求める子どもを受け入れ、必要に応じて警察や関係機関へ通報・連絡を行います。

また、定期的な啓発活動の実施や、各町立小学校に設置された地域安全ステーションの活用を通じて、各校区における防犯意識の向上を図ります。さらに、関係者間での情報提供や情報共有を通じて、地域全体で犯罪防止に取り組み、安全で安心できる住みよいまちづくりを推進します。

(3) 登録方法

登録を希望する場合には、「こども110番の家」登録申込書に必要事項を記入し、教育委員会事務局教育推進課（役場1階11番窓口）に提出してください。提出された申込書をもとに、教育委員会が内容の確認及び審査を行います。

審査を通過すると、「こども110番の家」として登録され、旗またはステッカー等を配布します。玄関や見やすい場所に設置し、子どもたちにとって安心できる目印としてご活用ください。

住所変更や法人の代表者変更、または登録の辞退をされる場合には、速やかに教育推進課までご連絡いただき、必要な手続きを行ってください。

また、年に1回（毎年10月～11月頃）、小学校区ごとの推進委員会によって、旗やステッカー等の交換と登録者の継続確認を行っていますが、不在等で2年連続して継続確認ができない場合には、登録の取消しを行いますので、ご注意ください。

(4) 旗・ステッカーの設置および交換

旗やステッカー等は、玄関や出入口のすぐ近くで、外から見やすい場所に設置

してください。設置の際には、通行人や近隣の方への安全や通行の妨げにならないように注意してください。

旗やステッカー等が破損や劣化した場合は、速やかに教育推進課へ連絡し、交換を依頼してください。また、年に1回の推進委員会の訪問時にも、旗やステッカー等の交換を行っています。広報や町ホームページでもお知らせしていますので、担当者が訪問の際にはご協力をお願いします。



(5) 見舞金補償制度

登録者が子どもを保護した際に、万が一事故や損害が発生した場合に備え、見舞金補償制度を設けています。この制度は、登録者の皆様が安心して活動できるよう、必要な補償を行うものです。

見舞金	死亡・後遺障害	(1名につき)	1,000万円
	入院見舞金	(1名につき)	5万円
	通院見舞金	(1名につき)	1万円
	建物・収容動産損壊	(1件につき)	3万円

2 子どもたちが助けを求めてきたときの対応

(1) 対応の仕方と警察等への通報

子どもが助けを求めて来た際は、子どもはもとより、受け入れた家や事業所等の安全を第一に対処してください。危険を冒してまで、不審者（犯人）を取り押さえる等の対応を求めるものではありません。また、冷静に対応し、安全を確保した上で警察や保護者、学校等に連絡します。

※ 助けを求めてきた子どもの情報や、その内容をむやみに他人に話すと、子どもの心を傷つけたり、プライバシーの侵害につながったりするおそれがあります。十分な配慮をお願いします。

(2) 子どもへの対応

- ① 子どもを安心させるために、落ち着いた口調でやさしく話しかけます。
- ② 子どもにケガがないかを確認し、以下の点について状況を聞きます。
 - ・ 何があったの？
(不審者に追いかけられた、痴漢にあった、交通事故など)
 - ・ いつあったの？ (今起こったのか、いつごろのことなのか)
 - ・ どこであったの？ (町名や目印となる建物など)
 - ・ どんなことがあったの？
(連れ去られた、ケガをした子どもがいる、など)
 - ・ 不審者(犯人)の特徴は？
(人数、性別、年齢、身長、体格、服装、髪型、使用車両(自動車・バイク・自転車など)の色や型式・ナンバー、凶器の有無など)
 - ・ 不審者(犯人)はどこにいるの？
(今もその場所にいるのか、別の場所に向かったか、逃げた方向など)
- ③ 危険な状況でないかを判断するため、周囲の様子に注意を払います。
- ④ 警察、保護者、学校などに連絡します。ケガの有無を確認し、救急車の手配を行います。
- ⑤ 近隣に状況を伝え、協力を求めます。

(3) 警察への通報例

- ① 通報者(あなた)の住所・氏名・電話番号などを伝えます。
(例) こちらは、三島郡島本町〇〇△丁目□□の◇◇です。
こども110番の家登録者です。電話番号は、000-000-0000 です。
- ② 何が起こったか
(例) 子どもが不審者に追いかけて、保護しています。
- ③ いつごろ起こったか
(例) 今日の午後〇時△分ごろです。
- ④ どこで起こったか
(例) 〇〇公園の南側道路です。 ※明確な場所や目標物を伝えます。
- ⑤ 不審者(犯人)の特徴は
(例) 本人の話では、〇歳くらいの男で、白色のセーターを着ており、黒い帽子をかぶっていたそうです。
- ⑥ 今の状況はどうなっているか
(例) 〇〇方面へ逃げたようです。家の者が近辺の様子を見に行っています。ケガをしているため、救急車を要請し到着を待っています。

Q こんなときはどうするの？

鍵を忘れて家に入れない子どもが来ました。

(対応例)

- ① 子どもを家に入れて落ち着かせます。
体調やケガの有無を確認します。
- ② 名前・学校・学年・組などを聞きます。
- ③ 学校に電話して、保護者に連絡をとってもらうように依頼してください。
学校の電話受付時間外の場合は、教育推進課へ連絡してください。

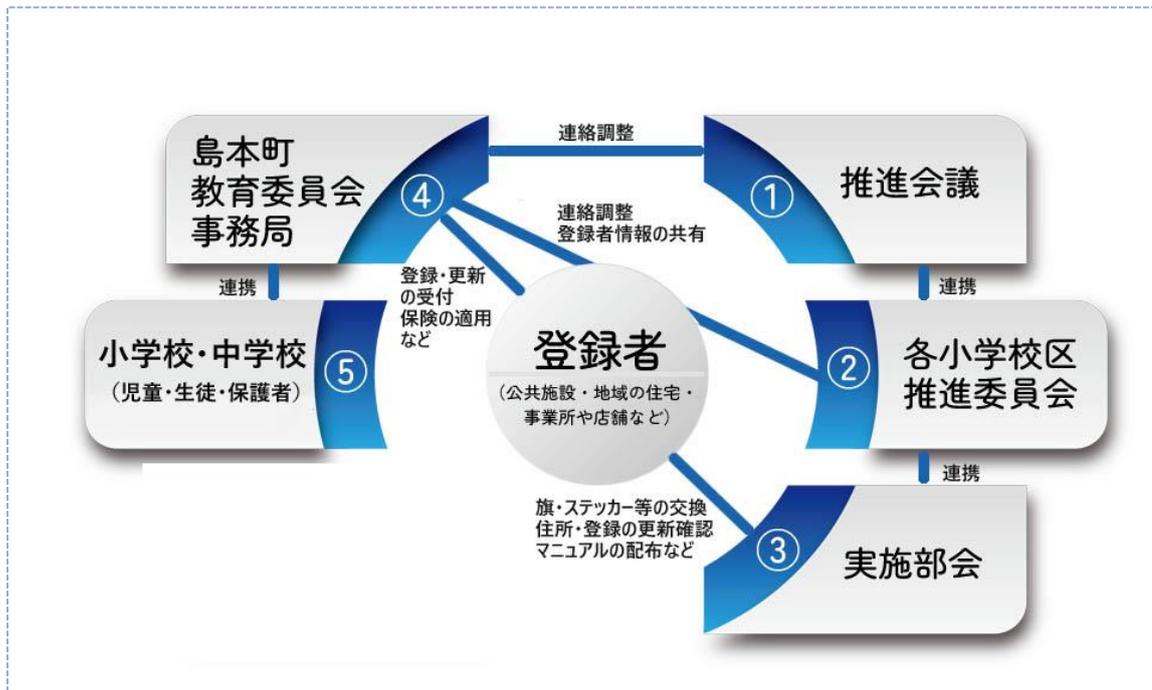
(4) 緊急時の連絡先電話番号

警 察 署	緊急時 110番通報	
消防署(救急)	緊急時 119番通報	
学 校	第一小学校	075-961-1193
	第二小学校	075-961-1195
	第三小学校	075-962-2521
	第四小学校	075-962-2311
	第一中学校	075-961-1197
	第二中学校	075-962-1177
教育委員会事務局	教育推進課	075-962-0391



3 「こども110番の家」運動の推進体制

推進体制の体系図



① 推進会議

推進会議では、島本町青少年指導員協議会、島本町PTA連絡協議会、島本町校長会及び島本町教育委員会の4者が連携し、「こども110番の家」運動の活用や推進に関する企画・運営や協議を行っています。また、各小学校区推進委員会と連携し、必要な調整を行います。

② 各小学校区推進委員会

各小学校区の推進委員会では、各小学校長、各校区の青少年指導員及び各校区のPTAが連携し、登録者の点検（旗やステッカー等の交換、住所・登録の更新確認等）に関する日程調整等を行っています。また、地域安全ステーションを活用し、防犯意識の向上を目的に、情報提供や共有を進めています。

③ 実施部会

実施部会では、青少年指導員や地区補導委員などのPTA関係者が連携し、各小学校区推進委員会が決定した日程及び内容に基づき、登録者の点検等を年1回実施しています。その結果は、各学校から教育委員会に報告されています。

④ 島本町教育委員会事務局

教育推進課が担当し、登録者の申込・変更・取消しの受付、名簿の管理、旗やステッカー等の備品管理を行っています。また、保育所・幼稚園・小学校・中学校への不審者情報の提供や共有も行っています。

⑤ 小学校・中学校

各学校では、児童、生徒及び保護者への「こども110番の家」運動の周知を図っています。

4 登録者へのお願い

(1) 目的以外の使用禁止

配布された旗やステッカー等は、指定された目的以外の用途に使用しないでください。

(2) 譲渡・貸与の禁止

配布された旗やステッカー等を他人に譲渡したり貸与したりしないでください。

(3) 複製の禁止

配布された旗やステッカー等を複製しないでください。

(4) 返却

町外への転出や登録の取消しを希望する場合には、教育推進課まで連絡のうえ、配布された旗やステッカー等を速やかに返却してください。

(5) 調査等の実施

登録者は、推進会議等から依頼する調査に協力してください。

5 お問い合わせ先

「こども110番の家」運動のお問い合わせは、以下までお願いします。

(1) 登録者の点検について

各小学校区推進委員会（各小学校）

第一小学校 ☎ 075-961-1193 第二小学校 ☎ 075-961-1195

第三小学校 ☎ 075-962-2521 第四小学校 ☎ 075-962-2311

(2) その他について

島本町教育委員会事務局 教育推進課 ☎ 075-962-0391

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

6 「こども110番の家」登録申込書（見本）

「こども110番の家」 登録申込書			
島本町教育委員会 様			
登録番号		登録日	年 月 日 <small>←この欄は記入しないでください</small>
種 別	個人 ・ 事業所 （あてはまるものに○）		
ふりがな			
氏 名 事業所名	<small>（※事業所の場合は代表者氏名：</small> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; font-size: 1.2em; color: red;">見本</div> <small>）</small>		
住 所	<small>郵便番号（ - ）</small> 島本町		
連 絡 先	電話番号 <small>※日中連絡が取れるもの</small>		
	E-mail		
※事業所の場合	<small>事業所の電話番号：</small> <small>営業時間： 定休日：</small>		
校区・地区 <small>（建物の場所）</small>	第 小学校区 ・ 地区（ ）		
建物様式	戸 建 ・ 集合住宅 ・ 店 舗 ・ 事 務 所 ・ 工 場 その他（ ）		
申込の動機			
私は、「こども110番の家」運動の目的を理解し協力するとともに、上記の個人情報を、「こども110番の家」運動事業に係る、定期的な旗交換及び登録情報の確認のために利用することに同意の上、登録を申し込みます。 年 月 日 氏 名（署名） _____			

※教育委員会 記入欄			
審査年月日	審査	理 由	
年 月 日			
通知年月日	年 月 日		
備考			